

令和3年11月22日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

感染防止対策に係る協力をお願いについて

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国は去る19日に、基本的対処方針を変更し、飲食店やイベントの人数制限を緩和することとしました。

これを受け、県は本日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催し、県内の飲食店、イベントにおける人数制限を本日解除することといたしました。内容の詳細については、別添「第47回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料」のとおりです。

このように、制限を緩和し、社会経済活動を促進していく中で、感染の再拡大を招かないためには、県民、事業者の皆さんが、基本的な感染防止対策を引き続き徹底することが何よりも大切です。

高齢者施設等においては、利用者及び従事者のワクチン接種が進んでおりますが、利用者、職員共にワクチン2回接種が終了した場合においても、感染対策は引き続き実施することが必要であり、【別紙】のとおり引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。日本財団と連携して実施している高齢者施設等従事者への定期的な検査も引き続き実施しています。

万一、感染が疑われる者が発生した場合は、指定権者に報告してください。また、感染者が一人でも発生した場合には、令和3年3月1日付事務連絡「施設・事業所における新型コロナウイルス感染症に係る報告について」に基づき、施設の情報及び陽性者数等を日次報告 web フォームに入力いただき、日々の状況を報告してください。(横浜市・川崎市・横須賀市に所在する事業所・施設を除く)

県医療危機対策本部室、保健所、県高齢福祉課等が連携して支援します。(感染拡大防止指導、集中検査の実施、職員応援調整や衛生用品の支援)

(日次報告 web フォーム入力マニュアル掲載場所)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/index.html>

なお、ワクチン接種後の面会については、令和3年7月15日付で通知させていただいたところですが、現在市中の感染状況が落ち着いている中で、できるだけ利用者のQOLが低下させないような対応をとっていただきたいので再周知し

ます。

高齢者施設等におかれましては、利用者と家族等との交流の機会を確保していただくため、感染防止対策を取りながら、対面での面会について、改めて面会ガイドライン等を活用し、積極的に検討いただきますようお願いいたします。

【別紙】

- 1 ワクチン接種後の高齢者施設等における当面の感染予防対策について
- 2 高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止面会ガイドライン
(第2版)

(面会ガイドラインは下記アドレスにも掲載しています)

<http://www.pref.kanagawa.jp/documents/64247/u.pdf>

【別添】

- 1 知事メッセージ
- 2 「第47回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料(抜粋)」

(別紙、別添の掲載場所)

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ (内線 4855)

保健・居住施設グループ (内線 4857)

在宅サービスグループ (内線 4824)